平成２９年（フ）第２９９号
千葉県松戸市根本70番地の２　マンション高橋201号
債務者　齋藤　光男
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３０１号
千葉県野田市鶴奉35番地の15
債務者　渡邉　浩伸
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３０９号
千葉県柏市明原１丁目７番22―301号
債務者　井上　　剛
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１２号
千葉県松戸市上本郷3063番地　ＣＯＭＦＯＲＴ　ＨＩＬＬ上本郷301号
債務者　小掠　真紀（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２２号
千葉県流山市駒木509番地
債務者　北野　文枝
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２３号
千葉県流山市南流山４丁目３番地の12　リヴェールⅠ―101
債務者　村上　隆志
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３１号
千葉県松戸市小山559番地の１　中台スカイコーポ201号
債務者　今田　慶子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６号
神奈川県横須賀市西逸見町１丁目８番地
債務者　野田　健介
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６４４号
名古屋市名東区高針３丁目301番地の１　グランパス21　208号、従前の住所愛知県あま市七宝町鷹居６丁目96番地６
債務者　髙木麻己子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７９号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　327号棟105号室
債務者　小濵　和彦
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０６号
愛知県春日井市旭町２丁目12番地　第１コーポノザキ302号
債務者　榊原　麻衣
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦1135―７―201号、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡串本町串本1735番地32
債務者　湖月こと　堀　　誠吾
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第８号
和歌山県東牟婁郡太地町太地4182　浦アパート１号室、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3533番地
債務者　水谷　智行
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１０７号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の67　Ｍｅｉｔｈ Ⅲ　404
債務者　窪田　順子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３５号
沖縄県那覇市字仲井真92番地１　東宝ビル28 303
債務者　山城　幸子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３０号
沖縄県那覇市松島１丁目６番10号　ベルアート402
債務者　池間　勝昭
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７１６号
愛知県尾張旭市白鳳町２丁目44番地　メゾン桜ケ丘302号
債務者　亀井エリナ（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部